

お知らせします 交際費・食糧費

市では、交際費・食糧費を公表しています。

本号の広報では、平成29年7月から9月までの支出状況をお知らせします。

市のホームページでは、支出状況を毎月掲載していますので、ご覧ください。

交際費支出状況(7月～9月)

秘書広報課 ▷問い合わせ先=秘書係(☎内線223)

区分	件数	支出額	主な内容
祝金	8件	45,000円	三陸港まつりほか
香典	11件	90,000円	市政功労者逝去に伴う香典ほか
その他	19件	58,522円	表敬訪問土産(23カ所)ほか

議会事務局 ▷問い合わせ先=庶務係(☎内線242)

区分	件数	支出額	主な内容
祝金	2件	10,000円	三陸港まつりほか
香典	4件	36,200円	元町議会議長逝去に伴う香典ほか
その他	3件	20,488円	表敬訪問土産(10カ所)ほか

大船渡消防署 ▷問い合わせ先=消防団係(☎②2119)

区分	件数	支出額	主な内容
香典	1件	5,000円	消防団分団長の父逝去に伴う香典

食糧費支出状況(7月～9月)

▷問い合わせ先=財政課財政係(☎内線224)

区分	件数	支出額	主な内容
企画政策部	16件	29,870円	来客用お茶代ほか
商工港湾部	1件	2,400円	会議用お茶代(就業構造基本調査調査員事務打ち合わせ会)
農林水産部	1件	1,400円	会議用お茶代(大船渡市魚市場運営委員会)
議会事務局	1件	2,000円	視察対応用お茶代
教育委員会	2件	27,660円	会議用お茶代(学校警察連絡協議会総会)ほか

～ふるさと大船渡応援寄附～

ありがとうございます

【個人】(敬称略・50音順)

青木 隆盛	上西 郁夫	佐藤健太郎	辻川 靖夫	藤井 文子	三須 尊洋	八代 善剛
新井 康夫	唐木 久彦	佐藤 鈴枝	綱島 勉	藤谷 菜月	三田地智子	柳原 洋司
五十嵐 達	軽部 孝典	佐藤 尚人	寺尾 憲	藤原 康則	三井 薫	山口 洸輝
石原 雅美	神崎 昌久	佐藤 宏志	轟 芳英	古川 和男	三原 和世	山崎 公雄
磯野眞由美	河南 次郎	塩澤 隆彦	戸松 裕泰	古田 晴雄	宮崎 涉	山本 隆介
一沢 秀雄	木島 毅	清水 好一	友藤 憲吾	前川喜実雄	宮西 宏	油井 隆一
一杉 顕法	岸本 久志	白幡 千雄	永江 秀久	前川 知史	宮部 朝雄	吉田 正
今井 信一	橘高理恵子	新川 源洪	永木 公三	増田 礼子	明珍 昌文	吉田 英正
岩朝 静子	木下 昌子	菅原 正徳	中澤 広	松澤 謙一	村松 浩毅	吉野日和子
岩崎 太洋	木村 充男	鈴木 明広	中島はる江	松田 佳子	森田 晃彦	脇坂 季繁
岩間 一浩	木山 芳松	鈴木 覚	中野 皓介	松本 光正	焼田 吉彦	渡邊 傑
上田 幹男	日下部義隆	鈴木じつ子	中村 雅之	真子 翔太	八畝 久子	渡辺 隆雄
宇田 侑憲	熊谷 修	鈴木真輝子	中山貴美子			
内田 健一	高地 雄太	角南 昭彦	成田沙里奈			
江崎 洋子	古賀 弘子	園田 稔康	西田 慎一			
大野 功二	小北 智継	平 和晃	西本有美子			
尾上真由美	小林 壮太	高野 央子	仁田 哲広			
梶原 英之	小林 基昭	鷹野 雅史	丹羽 良太			
葛城 由佳	近藤 隆尚	高橋 桂三	萩原 真理			
加藤 幸生	齊上 裕弥	滝 幸夫	蓮沼 光高			
金成 憲道	齊藤 圭介	滝島 学	長谷川靖洋			
加納寿美子	境井 亨	田中 宏	原 侑紀			
鎌田 宏明	佐々木 晋	田中 存	平田 憲一			
釜道 紀浩	佐々木博義	佃 みゆき	福井 穂香			

10月1日から10月31日までの間、全国各地から、337件4,947,000円の寄附をいただきました。大変ありがとうございました。
寄附をいただいた人のうち、本人の了解が得られた皆さんの氏名を掲載します。

■ふるさと大船渡応援寄附とは

出身地や自分と関わりの深い地域である「ふるさと大船渡」のまちづくりに対して、寄附という形で応援していただくものです。

※住民税と所得税の納税額が減額される優遇措置があります。

▷問い合わせ先
企画調整課政策調整係(☎内線214)

応急仮設住宅を 適正に使用しましょう

▽問い合わせ先Ⅱ住宅公園課(☎内線329)

応急仮設住宅(プレハブ)の退去手続き

1部屋の返還方法

応急仮設住宅は、災害救助法に基づいて一時的に居住の安定を図ることを目的に供与しているものです。避難による居住以外の用途での使用は認められませんので、法律の趣旨をご理解いただき、適正な使用をお願いします。

住宅の購入や新築、災害公営住宅への入居など、住宅を確保した人は供与終了となりますので、速やかに退去手続きをしてください。

なお、次のような目的外の使用は、契約の解除や明け渡し請求を行う場合がありますのでご注意ください。

- ▽適正と認められない使用例
 - ・居住できる住宅を確保した以降の利用
 - ・申請者以外へ転貸すること
 - ・週末や休暇期間中のみ使用
 - ・複数の応急仮設住宅などの供与を受けること
 - ・その他、居住以外の利用(倉庫・商業用など)

- ④退去完了
- 2退去に伴うごみの取り扱い
 - 引越して生じる多量のごみは、大船渡地区クリーンセンターへ持ち込むことができます。ただし、ごみの種類によっては受け入れができない場合がありますので、事前にクリーンセンターへお問い合わせください。

1「応急仮設住宅退去届」の提出

住宅を確保し、家財の搬出・部屋の清掃が終了しましたら、「応急仮設住宅退去届」に必要事項を記入の上、住宅公園課へ提出してください。

2退去の立ち会い(室内の点検と鍵の返却)の日程調整

住宅公園課の職員が立会日の調整のため、お電話します。退去の立ち会いは平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)に行います。所要時間は15分程度です。

3立会検査

検査担当者が住居に忘れ物はないかなどを点検します。点検後、部屋などの鍵を検査担当者へ返却してください。▽持参するものⅡ①部屋など

4「防災行政無線戸別受信機」について

仮設住宅に設置した「防災行政無線戸別受信機」はそのままにしておき、あらためて

貸与の申請手続きを行ってください。
災害公営住宅に入居する人は、既に災害公営住宅に設置してありますので、申請の必要はありません。
▽申請先Ⅱ防災管理室
(☎内線235・251)
※漁協放送の受信を希望する人は各漁協に申請してください。

げによる応急仮設住宅(みなし仮設住宅)を退去するとき
は、岩手県に「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅解約申出書」を提出してください。または、電話で事前ご連絡してください。
原則として、退去予定日の40日前までに届け出が必要になります。近々に退去する場合は、まずは電話で連絡をお願いします。
▽連絡先Ⅱ岩手県復興局生活再建課被災者支援担当
(☎019-629-6917)

～住宅再建に伴うお悩み、 その他お困りごとをお聞かせください～

市応急仮設住宅支援協議会(構成団体=市、市社会福祉協議会、共生地域創造財団)では、関係機関の連携により仮設住宅入居者が個々に抱える課題などの解決に向けた支援を行っています。

その中で、共生地域創造財団は自立支援面でのサポートを主に、暮らしの中の困りごとの解決に向けた支援を行っています。

個別の事情に寄り添ったサポートに取り組んでいますので、生活の不安などがある人は、お気軽にご相談ください。

▷相談先/問い合わせ先
(公財)共生地域創造財団岩手事務所
(☎⑦4701/住所=盛町字内ノ目12-5)